

申請に必要な書類について

- ・ 保育施設入所申請書と保護者の保育の必要を証明する書類が不備なく揃わなければ申請を受理できません。
- ・ 入所を希望する時期によって、使用する様式が異なる場合があります。(例: 令和9年1月⇒2026年度用、令和9年4月⇒2027年度用)

パターン 1	父 ⇒ 就労 母 ⇒ 育休復帰・採用予定(申請時に実働していない) 申請するこども ⇒ 1名
	① 保育施設入所申請書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(2号・3号用) ② 就労証明書(父母 各1枚) ③ 勤務開始申立書(母 1枚) ④ 育児休業中の方は育児休業給付金支給対象者とわかるもの(給付金支給決定通知書のコピー等)※
パターン 2	父 ⇒ 就労 母 ⇒ 就労 申請するこども ⇒ 1名 (認可保育施設以外の保育を利用中)
	① 保育施設入所申請書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(2号・3号用) ② 就労証明書(父母 各1枚) ③ 就労開始後に認可保育施設以外の保育を利用していることがわかるもの(領収証のコピー等)※
パターン 3	父 ⇒ 就労(自営業) 母 ⇒ 就労(父と共に自営業) 申請するこども ⇒ 1名 (認可保育施設以外の保育を利用中)
	① 保育施設入所申請書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(2号・3号用) ② 就労証明書(父母 各1枚) ※自身で証明書を記入してください。 ③ 自営業を証明する書類を1点(開業届、確定申告書のコピー、業務委託契約書のコピー等)(点数は下がりますが、名刺やチラシも可能) ④ 就労開始後に認可保育施設以外の保育を利用していることがわかるもの(領収証のコピー等)※
パターン 4	父 ⇒ 就労 母 ⇒ 求職活動 申請するこども ⇒ 2名
	① 保育施設入所申請書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(2号・3号用) ② 就労証明書(父 1枚) ③ 求職活動状況報告書(母 1枚)
パターン 5	他市より伊丹市へ転入予定。伊丹市内に居住することがわかる賃貸又は売買契約書がある世帯であり、入所する月の前月25日までに伊丹市へ転入(住民票の異動日は25日以前)することが内定の条件となります。 父 ⇒ 就労 母 ⇒ 求職活動 申請するこども ⇒ 2名
	① 保育施設入所申請書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(2号・3号用) ② 就労証明書(父 1枚) ③ 求職活動状況報告書(母 1枚) ④ 賃貸又は売買契約書のコピー(伊丹市転入予定住所、保護者署名捺印のページ) ⑤ 転入手続きに関する誓約書
パターン 6	母 ⇒ 求職活動 申請するこども ⇒ 1名
	① 保育施設入所申請書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(2号・3号用) ② 求職活動状況報告書(母 1枚) ③ ひとり親家庭を証明する書類(児童扶養手当証書、母子家庭等医療費受給者証、遺族基礎年金の受給がわかるもの等)
パターン 7	父 ⇒ 就労 母 ⇒ 就労 申請するこども ⇒ 2名 65歳未満で就労している祖父、祖母及び大学生の叔母と同居
	① 保育施設入所申請書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(2号・3号用) ② 就労証明書(父、母、祖父、祖母 各1枚) ③ 学生証のコピー(叔母分) ※祖父、祖母の就労証明書及び叔母の学生証のコピーは無くても受け付けられますが、調整点数が下がります。
パターン 8	父 ⇒ 疾病・障がい 母 ⇒ 就労 申請するこども ⇒ 1名
	① 保育施設入所申請書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(2号・3号用) ② 診断書(父 1枚) または 障害者手帳のコピー(父 1枚) ③ 就労証明書(母 1枚)

※加点書類のため、必須ではありません(添付がなくても申請は受理できます)

20260901(27)